

紀伊半島移住プロモーション事業業務委託仕様書

1. 業務の名称

紀伊半島移住プロモーション事業

2. 業務の目的

同一の半島地域である三重県・奈良県・和歌山県が協働し、紀伊半島を1つのエリアとして、平成27年度から紀伊半島への移住に向けた認知度向上及び関係人口の創出の取組を展開してきた。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機に、地方移住への関心が高まっているほか、企業においても、テレワークなど「転職なき移住」という新たな動きが出てきており、都市部を中心に「暮らし方」や「働き方」、「価値観」に多くの変化が生じている。

そこで、紀伊半島を1つのエリアとして、そのスケールメリットを生かし、紀伊半島地域における新たな「暮らし方」や「働き方」を提案し、同地域ならではの魅力に触れてもらうことで、関係人口の創出、多拠点居住及び移住・定住の促進を図る。

3. 委託業務期間

契約締結の日より、令和6年3月8日（金）まで

4. 対象

おおむね20歳代～40歳代で、都市部に居住する（拠点がある）、紀伊半島地域への移住に関心のある個人や企業等

5. 業務の内容

事業目的を達成するため、以下の内容を基本としたプロモーション事業を行う。

(1) 現地滞在型暮らし体験事業の実施

①企画・運営

都市圏在住者等が紀伊半島地域に滞在し、地域との交流や暮らしを体験する機会を提供することで、紀伊半島地域における関係人口の創出、多拠点居住及び移住・定住を促進する効果的な事業とすること。

②現地滞在型暮らし体験コースの作成・実施

紀伊半島地域に滞在し、地域との交流や暮らしを体験するため、モデルコースを作成の上、実施すること。

モデルコースの作成に当たっては以下を踏まえるとともに体験内容、実施時期、対象者等については事務局と協議の上で決定すること。

- ・滞在期間については、7日間を基本とする。
- ・上記滞在期間において、三重県、奈良県、和歌山県のうち、2県を周遊すること。
- ・奈良県、三重県、和歌山県の全ての組合せのモデルコースを1つずつ（全3コース）作成すること。
- ・各コースにおける各県での滞在する市町村は1か所とする。ただし、奈良県及び和歌山県については、半島地域（半島振興法第2条の規定に基づき指定された半島振興対策地域をいう。）に属する市町村とすること。
- ・滞在中は、滞在する市町村や近隣市町村において、地域の方との交流や暮らしを体験する

といった機会を設けることで、当該地域での暮らしの理解を深められる内容とすること。また、参加者が自由に地域を巡ることができるフリータイムの機会を設けること。なお、滞在拠点は、ゲストハウスや農家民宿、移住体験施設等の地域での暮らしを体感できる場所とすること。

- ・滞在期間中の県内及び県間の移動手段については、受託者において手配すること。
- ・各コースの参加者は10名程度とする。

③参加者による報告会の実施

現地滞在型移住体験事業の振り返りや、滞在しなかった県についても知る機会を設けるため、参加者による報告会を行うこと。

ただし、本業務委託の実施目的を十分に理解した上で、以下を踏まえるとともに、事務局と企画内容を協議し、事務局の了承を得た上で決定すること。

- ・回数は、現地滞在型移住体験事業の実施後に1回実施すること。
- ・開催日については、事務局とあらかじめ協議し、事務局の了承を得た上で決定すること。
- ・オンラインで参加する「オンライン型」として実施すること。

(2) 移住イベントの企画・運営、実施

①企画・運営

都市圏在住者等に対する紀伊半島地域の認知度の向上や関係人口の創出、多拠点居住及び移住・定住の促進に向けた特色あるセミナー等のイベントとすること。

イベントは紀伊半島地域にフォーカスし、暮らしの魅力を効果的に伝えるとともに、「(1) 現地滞在型暮らし体験事業」の参加者募集も行うことで、現地滞在型暮らし体験事業の効果も促進すること。

ただし、本業務委託の実施目的を十分に理解した上で、事務局と企画内容を協議し、事務局の了承を得た上で決定すること。

②セミナー等の広報・実施計画等

広報及び開催当日までの実施計画を示し、内容について、実施日の1～2か月前までに事務局の了承を得た上で実施すること。

(3) 告知・広報・情報発信の実施

紀伊半島地域における暮らしの魅力について、WEB・SNS等を中心としたメディアなどによる効果的な情報発信を行うこと。

- ・事業全体をとおして統一感のあるデザインやキャッチコピーを提案すること。
- ・企画提案においては、近年の動向を踏まえ、実施予定の告知・広報（媒体や数量等）を提示し、各広報媒体に合わせて必要な制作物を提案すること。なお、それらに要する経費は、見積書に明示すること。
- ・特に有料広告については、費用対効果がわかるように、広告単価と集客目標数を明示した上で提案すること。
- ・実際に実施する告知・広報や制作物は、事務局と協議し、事務局の了承を得た上で決定すること。

(4) 効果検証等の実施

今後の取組につなげるため、参加者アンケートの実施や分析のほか、各取組にかかる効果検証等を行うこと。

(5) 業務報告

事業終了後に速やかに事業全体の効果検証を行い、業務報告書を作成の上、提出すること。

- ・ 提出期限：事業終了後すみやかに提出すること。
提出は委託業務期間内に行うこと。
- ・ 納品形式：データおよび紙文書 1部ずつ